

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年11月19日（平成27年（行個）諮問第182号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行個）答申第201号）

事件名：本人の子の労災事故に係る災害調査復命書等の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人の子供（故（被災者））が平成26年特定月日に発生した労災事故に関して特定労働基準監督署が調査した災害調査復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年6月16日付け大個開第27-53号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

マスキング（黒塗り）が多く、納得できない。特に災害発生の原因等々。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求人」という。）が、平成27年4月17日付けで行った「請求人の子供（故（被災者））が平成26年特定月日に発生した労災事故に関して特定労働基準監督署が調査した災害調査復命書とその添付書類」に係る開示請求に対し、処分庁が行った原処分を不服として、平成27年8月18日付け（同月21日受付）をもって提起されたものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法14条2号、3号イ、7号柱書き及び同号イに該当するとして不開示とした情報のうち、下記3

(4)に掲げる情報については、新たに開示することとするが、その余については不開示を維持することが妥当と考える。

### 3 理由

#### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人の子が被災した平成26年特定月日に発生した労働災害に関し、特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書とその添付文書であり、別表に掲げる文書番号1ないし4の文書（以下「対象文書」という。）である。

#### (2) 災害調査及び災害調査復命書について

##### ア 災害調査について

災害調査は、死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に、同種災害の再発を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に規定される職権に基づき、関係者らの任意の協力の下で、調査担当者（労働基準監督官、産業安全専門官等）が労働災害を構成した機械等の起因物の不安全な状態、労働者の不安全な行動等の労働災害の発生原因を究明し、再発防止策を決定するまでの一連の事務であり、また調査を通じて確認した法違反等に対して行政としてどのような措置を行うのか決定している。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明及び再発防止対策の樹立であり、調査担当者は、当該災害に関して安衛法等の法違反の有無だけでなく、関係者、使用機械、作業形態、管理体制などの人的要因、物的要因、労働環境等を詳細に見分・調査し、その調査結果から、様々な要因が複雑に絡み合った災害発生原因を解き明かし、当該災害が発生した事業場における、実効ある再発防止対策を検討するとともに、同種災害の防止のために必要な施策も検討することとしている。

調査時には、調査担当者が実際に災害発生現場に立ち入り、災害発生現場に保存された災害発生状況について直接見分し、それらを文章・図面・写真等に記録する。また、災害発生状況が現場等に保存されておらず、見分できなかった部分、災害発生に至るまでの背景等については、災害発生前後に発生現場周囲にいた関係者から当時の様子や通常の作業環境等の聴取等を行うことにより、上記の記録と組み合わせて災害発生状況を的確に把握するものである。

上記のとおり、実効ある災害調査の実施のためには、災害調査実施時における、調査担当者と関係者との相互の信頼関係を前提にして、任意の協力により、多数の関係者から迅速かつ正確な事実の説明や関係資料の提供を受けること、災害発生当時の作業内容・方法等が

明らかにされること、事故現場の保全等の協力を得ること等が必要である。

#### イ 災害調査復命書について

上記アのとおり実施された災害調査については、調査担当者が、調査結果及び原因と対策、これらを踏まえた上での行政上の措置に係る所見について、災害調査復命書に取りまとめ、その所属する労働基準監督署長に復命し、当該災害に係る行政機関としての措置について、その要否等を伺う。

災害調査復命書には、災害発生状況について、例えば、調査事実を項目ごとや、時系列的に整理し、また、調査事実をそのまま記載するのではなく、場合によっては調査担当者の分析・評価を加えた形で記載するなど、災害発生状況が詳細に記載されている。そして、このような災害発生状況から分析・検討した災害発生原因と再発防止策が、その分析・検討の過程を含めて記載されている。労働基準監督署長は、当該災害を発生させた事業場、あるいは、同種災害を発生させるおそれのある事業場に対する調査担当者の行政指導等の案のみの確認を行うのではなく、このような災害発生状況の詳細、災害発生原因・再発防止策、行政上の措置案等を併せ見ることによって、調査担当者の調査事実・思考過程に至るまでを災害調査復命書を通じて確認し、当該災害に係る行政指導の要否等について総合的に、かつ、的確に判断することとなる。

このように災害調査復命書は、労働基準監督署において、個別の労働災害に係る行政指導のみならず、労働基準監督署における同種災害を防止するための施策を決定するための資料として使用される。また、必要に応じ、当該復命書の写しが、都道府県労働局を通じて厚生労働省本省に送付され都道府県労働局や厚生労働省本省では、当該復命書の内容を更に検討し、同種災害に係る労働局管内の、又は全国斉一的な労働災害防止に係る種々の施策や、法令改正等各種の施策を検討するための基礎資料として活用される。

このように、災害調査復命書は、実効ある労働安全衛生行政を推進する上で最も重要な資料となっている。

#### ウ 災害調査復命書の構成

災害調査復命書は、本体及び添付資料（図面、写真等）から構成されている。

本体部分には、主に災害調査を実施した事業場に関する事項、被災労働者に関する事項、災害の内容に関する事項、災害原因と再発防止対策に関する事項、その他調査結果に関する事項が記載されており、添付資料としては、災害発生現場の状況を示した見取図、写真

等が添付されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①及び④、3の⑭並びに4の⑤の不開示部分には、請求人以外の本件事故に係る関係者氏名等の個人に関する情報が記載されており、これらは請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑤、⑦、⑨、⑩、⑫ないし⑭、⑯ないし⑲及び、2の①及び②、3の①、④、⑤、⑧ないし⑩及び⑭並びに4の①ないし④の不開示部分には、本件事故に関する法人の情報や事業場内部の情報が記載されており、これらが公開されると、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さや事業運営状況を推認させること、労働関係法令の違反があることを推認させること等により、本件災害に関係する法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑦、⑨ないし⑭、⑯ないし⑲及び、2の①及び②、3の①、④、⑤、⑧ないし⑩及び⑭並びに4の①ないし⑤の不開示部分には、本件事故に関し事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項等や、本件事故に関し実施した災害調査で明らかにされた調査事項等が記載されている。

災害調査の目的は、災害発生原因の究明と同種災害再発防止策の策定であるが、この目的を達成するためには、多数の関係者等から、正確な事実の説明や関係資料の提供、事故現場の保全・再現等について、理解と協力を得ることが必要不可欠であり、本件対象文書はこれら関係者等の協力に基づいて作成されている。

このように災害関係者らが災害調査に自発的に協力するのは、災害調査の重要性に対する理解等があることのみならず、災害関係者らの情報提供などの調査への協力の内容が、当該災害調査の目的のみに用いられ、労働基準行政機関や調査担当官はこれら職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないという、労働基準行政機関全体に対しての信頼感や、調査担当官と災害関係者らとの個別の信頼関係が前

提として存在するからである。

仮に上述のような理由により不開示としている部分が開示された場合には、このような信頼感や信頼関係は失われ、調査に協力することが災害関係者らにとって不利益となると考えられることで、たとえ災害の正確な原因・内容を知っていたとしても、関係者らは調査に協力するに当たってその部分を省略若しくは簡略化し、又は協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が労働災害発生原因の究明に必要とする詳細な情報が十分に得られなくなる可能性が高くなることが予想される。

このため、これらの情報を公にすることにより、災害発生原因の解明に必要である正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなり、これにより労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし⑦、⑨ないし⑭、⑯ないし⑲及び、2の①及び②、3の①、④、⑤、⑧ないし⑩及び⑭並びに4の①ないし⑤の不開示部分は、本件事故で実施した災害調査で明らかにされた調査事項と、それに伴う行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

これらの情報を突き合わせるなど総合的に分析・判断することによって、本件災害の発生状況等及び災害の内容に対する行政上の措置から、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなる。これにより、措置基準に合致する労働災害については、当該災害が明らかにならないように、現場保存を怠るなど調査に協力しなくなるおそれなどがあり、また、合致しない労働災害については、そうした災害について行政から何ら指導されるおそれがないとの考えを生み、労働災害を発生させているにもかかわらず、その再発防止に真剣に取り組まなくなるなどのおそれがあり、いずれにしても労働安全衛生行政の事務を行う上で支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

このため、これらの部分を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ並びに事業者の法令の不遵守又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務について、上記ウと同様にその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした対象文書1の⑧、⑮及び⑳、2の③並びに3の②、③、⑥、⑦、⑪ないし⑬及び⑮については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

#### 4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「不開示箇所が多く納得できない」等と主張しているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3(4)に掲げる情報については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年11月19日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年12月21日 審議
- ④平成29年1月19日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤同年3月16日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人の子供（故（被災者））が平成26年特定月日に発生した労災事故に関して特定労働基準監督署が調査した災害調査復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号4の文書（対象文書）に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分は、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検

討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）①の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場の安全管理者又は衛生管理者に係る記載であり、当該事業場が一般に公にしていなかった内部情報であって、審査請求人が知り得るものでもないから、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (2) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）②、③、⑩、⑫及び⑯、文書番号2（見取図）①及び②、文書番号3（写真）①、④及び⑤並びに⑩の記事欄並びに文書番号4（添付資料）③の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場の名称、所在地、電話番号及び業務内容に係る記載、車両ナンバープレート等であり、審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (3) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）④の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署による災害調査に対応した面接者の職氏名の記載であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同条ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (4) 別表に掲げる文書番号1（災害調査復命書）⑤、⑦、⑨、⑬、⑭、⑰、⑱及び の不開示部分について

当該不開示部分のうち、文書番号1⑦の「2 被災者の雇用関係」の1行目ないし2行目11文字目については、被災労働者の母である審査請求人が知り得る情報と認められることから、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基準監督署

の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ、7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分については、労働基準監督署の調査担当官が調査して明らかになった事項等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(2)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書番号1(災害調査復命書)⑥及び⑩の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の求めに応じて、特定事業場から提出された文書名が記載されており、これらを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準監督署に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書番号1(災害調査復命書)⑨の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち、「違反条項」欄及び「措置」欄の記載については、審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、「調査官の意見および参考事項」欄及び「法違反の検討」欄の記載については、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分は、「署長判決および意見」欄の記載であり、労働基

準監督署長の判決の日付及び判決内容が簡素に記載されているのみであり、これを開示しても、労働基準監督署の法令違反等に伴う措置基準が明らかになるものとは認められない。

したがって、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(7) 別表に掲げる文書番号3（写真）⑧、⑨及び⑩（記事欄を除く。）の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件災害調査に当たり、当該事業場の協力を得て撮影した写真であり、通常、一般人が立ち入ることのできない当該事業場内部を撮影したものであり、当該事業場の内部管理に関する情報であると認められ、これらを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 別表に掲げる文書番号3（写真）⑭の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件災害調査に当たり、当該事業場の協力を得て撮影した写真の人影である。

当該人影は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、法15条2項による部分開示について検討すると、人影は個人識別部分であることから部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 別表に掲げる文書番号4（添付資料）①、②及び④の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の求めに応じて、特定事業場から提出された資料の不開示部分であり、当該事業場の内部情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得るものでもないから、これらを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す

るおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 別表に掲げる文書番号4（添付資料）⑤の不開示部分について

当該不開示部分は、死体検案書を作成した医師の氏名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

死体検案書は、死亡届の一部であり、被災労働者の母である審査請求人が知り得る情報であると認められ、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督署が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び労働基準監督署が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、同条2号並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

文書番号	1 対象 文書名	2 原処分で不開示とした部分		3 不開示 情報 (法14条 該当号)				4 開示すべき 部分	
		頁	該当箇所	2 号	3 号 イ	7 号 柱 書き	7 号 イ		
1	災害調査 復命書	1	①	安全衛生管理体制 (安全管理者または衛生管理者職氏名)	○	○	○	○	なし
			②	災害発生地		○	○	○	なし
			③	「発生状況, 原因 等の概況」欄の不開示部分		○	○	○	なし
			④	面接者職氏名	○	○	○	○	なし
		2	⑤	「災害発生状況の 詳細」欄のうち「 1 事業場の概要」の不開示部分		○	○	○	なし
			⑥	「2 被災者の雇用 関係」の表題の 不開示部分			○	○	なし
			⑦	「2 被災者の雇用 関係」の1行目 ないし3行目及び 8行目9文字目ないし 15文字目の不開示部分		○	○	○	「2 被災者の 雇用関係」の1 行目ないし2行 目11文字目
			⑧	「2 被災者の雇用 関係」の9行目 1文字目ないし8 文字目及び16文 字目ないし25文	新たに開示				

		字目				
		⑨ 「3 被災者の経験年数」の不開示部分		○	○	なし
	3	⑩ 「4 被災者が使用した車両」欄の不開示部分（「所有者」欄）		○	○	なし
		⑪ 「5 被災者の被災前々日からの走行計画及び実績」の表題の不開示部分			○	なし
		⑫ 「5 被災者の被災前々日からの走行計画及び実績」の不開示部分		○	○	なし
	4	⑬ 「7 荷止めの設備」の不開示部分		○	○	なし
		⑭ 「8 荷締めの方法」の不開示部分		○	○	なし
	5	⑮ 「9 災害発生状況の詳細」の14行目1文字目ないし3文字目及び16文字目ないし15行目	新たに開示			
		⑯ 「9 災害発生状況の詳細」の⑮以外の不開示部分		○	○	なし
		⑰ 「10 被災者の当日の服装」の不開示部分		○	○	なし
	6	⑱ 「災害発生の原因，防止のために講ずべき対策等の詳細」の不開示部分		○	○	なし

		7, 8	⑱	「違反条項」, 「措置」, 「署長判決および意見」欄, 「調査官の意見および参考事項」欄及び「法違反の検討」欄の不開示部分		○	○	○	「署長判決および意見」欄
		9	⑳	「その他」欄の表題	新たに開示				
				「その他」欄の⑱以外の不開示部分		○	○	○	なし
2	見取図	10	①	見取図第1号の不開示部分		○	○	○	なし
		11	②	見取図第2号の不開示部分		○	○	○	なし
		12	③	見取図第3号の不開示部分	新たに開示				
3	写真	13	①	写真番号1の「記事」欄の1行目7文字目ないし16文字目及び「記事」欄以外の不開示部分		○	○	○	なし
			②	写真番号1の①以外の「記事」欄	新たに開示				
		14	③	写真番号2の「記事」欄1文字目ないし6文字目	新たに開示				
			④	写真番号2の③以外の不開示部分		○	○	○	なし
		15	⑤	写真番号3の立て看板, 車両ナンバープレート及び「記事」欄1行目		○	○	○	なし

			1文字目ないし20文字目					
		⑥	写真番号3の⑤以外の不開示部分	新たに開示				
		⑦	写真番号4, 5及び8ないし23の記事欄	新たに開示				
	16	⑧	写真番号4の「記事」欄以外の不開示部分		○	○	○	なし
	17	⑨	写真番号5の「記事」欄以外の不開示部分		○	○	○	なし
	18	⑩	写真番号6の写真及び「記事」欄2行目6文字目ないし17文字目		○	○	○	なし
		⑪	写真番号6の「記事」欄のうち⑩以外の不開示部分	新たに開示				
	19 ～ 23	⑫	写真番号7ないし11の写真	新たに開示				
	24	⑬	写真番号12の写真のうち人影以外	新たに開示				
		⑭	写真番号12の写真のうち人影	○	○	○	○	なし
	25 ～ 35	⑮	写真番号13ないし23の写真	新たに開示				
4	添付資料	36	① 36頁の不開示部分		○	○	○	なし

	3 7 , 3 8	②	37頁及び38頁 の不開示部分		○	○	○	なし
	3 9	③	自動車検査証の不 開示部分		○	○	○	なし
	4 0 ~ 4 2	④	40頁ないし42 頁の不開示部分		○	○	○	なし
	4 3	⑤	死体検案書の不開 示部分	○		○	○	全て

※ 対象文書に頁番号は付番されていないが，文書番号1ないし文書番号4  
の1枚目ないし43枚目に1頁ないし43頁と付番したものを「頁」とし  
て記載している。